

大沢住民協議会会則施行規則

平成9年3月15日施行	平成10年1月28日改訂	平成11年6月19日改訂
平成11年9月22日改訂	平成17年3月31日廃止	平成17年4月1日制定
平成19年4月1日改訂	平成23年4月1日改訂	平成25年4月1日改訂
平成25年11月27日改訂	平成29年5月26日改訂	平成30年6月1日改訂
令和3年4月1日改訂	令和5年5月1日改訂	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大沢住民協議会会則（以下「会則」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

(住区の範囲)

第2条 会則第3条に定める大沢住民協議会（以下「本会」という。）を構成する住区の範囲は次のとおりとする。

- (1) 大沢地区とは大沢一丁目～六丁目の全地域
- (2) 野崎の一部地区とは野崎三丁目～四丁目の一部地域

第2章 委員の選出

(要旨)

第3条 会則第4条第2項に基づく委員定数および選出等に関しては、次の第4条から第7条までの規定による。

(委員の構成)

第4条 本会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 会則第4条第1項第1号の委員（以下「団体選出委員」という。）
- (2) 会則第4条第1項第2号の委員（以下「公募選出委員」という。）
- (3) 会則第4条第1項第3号の委員（以下「本会選出委員」という。）
- (4) 会則第11条の委員（以下「協力委員」という。）

2 前項第1号、第2号、第3号委員を総称して「委員」または「住協委員」という。

(委員の定数)

第5条 本会の委員数は、115名を上限とする。ただし、前条第1項第4号の協力委員は、定数に含めない。

2 委員の選出において、上限に満たないとき、本会の運営上支障のない場合、総会の承認を経て、現に選出した委員をもって定数とすることができる。

(委員の選出)

第6条 当該各団体からの選出委員数については、当該の各団体に対し事前に住協活動の理解を求め決めておかなければならない。

2 団体選出区分別委員の定数は、別表1のとおりとする。ただし、別表1の

- 委員数を上回って選出・推薦があったときは、受け入れるものとする。
- 3 公募選出委員の締切日は、本会の広報等に公示する。また各部会ごとに募集人数を明示して募集することができる。ただし、締切日において定数を超えた場合は、地域別均衡等を考慮して抽選により決めることができる。
 - 4 本会選出委員は、運営上必要と認められる場合役員会で承認し、直近の総会で報告する。
 - 5 委員の希望部会へ片寄りが生じた場合、事前に会長、副会長、部会長協議のうえ、調整しなければならない。委員数80名と予測して、各部会の適正人員は、概ね10名～15名と想定する。
 - 6 委員は、住区住民を原則とするが、三鷹市に在住、在勤、在学する者、または三鷹市においてサークル活動、ボランティア活動等に参画している者は、住区外（市外居住者を含む）居住者であっても住協委員に応募できる。
 - 7 前項の規定は、第4条第1項第4号の協力委員にも適用する。

(選出委員の公表)

第7条 前条による選出委員氏名は、本会の総会終了後できるだけ早い時期に公表しなければならない。

第3章 役員を選出

(要旨)

第8条 会則第13条第1項第1号に基づく役員を選出に関しては、次の第9条から第10条までの規定による。

(選挙)

第9条 会長及び副会長は、委員の直接選挙による。選挙は連記による投票制とする。

2 会計及び監査は、総会において会長が指名し、承認を得るものとする。

(選挙管理委員会)

第10条 選挙の公正な執行をするため、選挙管理委員会を設置する。設置期間は、役員が選出される年の6月総会の開会1ヶ月前から総会当日までとする。

2 委員は3名とし、委員長は委員の互選で選出する。

3 選挙管理委員会の事務は、事務局長及び次長が行う。

4 この規則に定めるほか、選挙管理委員会の事務及び選挙の執行については別に定める。

第4章 運営委員会

(要旨)

第11条 会則第21条第3項に基づくコミュニティ・センターの管理・運営に関しては、次の第14条から第18条までの規定による。

(委員の選任)

第12条 運営委員会委員の選任は、6月の総会で行うものとする。

(施設担当)

第13条 コミュニティ・センターの管理・運営に次の施設担当をおき、運営委員は、いずれかの施設を担当しなければならない。

- (1) 体育館、プール（更衣室を含む）、広場およびこれに付属するもの
- (2) 鑑賞室、会議室、コミュニティ・ホール、料理講習室およびこれに付属するもの
- (3) 子供室、自由室、砂場、図書室およびこれに付属するもの
- (4) 多目的室、休憩室、浴室、おけいこ室、物置およびこれに付属するもの
- (5) 事務室、レストラン、倉庫（書庫）、玄関、空調、駐車・駐輪場およびこれに付属するもの

(担当業務)

第14条 施設担当は、次の業務を処理し、運営委員会において必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 施設の管理および整理に関すること
- (2) 備品購入費および修繕費予算の申請
- (3) 施設利用の活性化と適切な施設利用を図ること
- (4) 施設の防災および防犯に関すること
- (5) 担当の業務を処理するため、施設利用サークル、事務局職員、その他関係者と会合を持つこと

(管理・運営の予算案作成)

第15条 運営委員会は、毎年度施設管理費予算および施設運営費予算の原案を作成しなければならない。

(事務局職員の人事)

第16条 運営委員会は、事務局職員の人事等の重要事項、その他必要な事項について協議し、その原案について役員会の承認を得るものとする。ただし、事務局職員の採用に関しては除くものとする。

第5章 特別委員会

(要 旨)

第17条 会則第23条第2項に基づく特別委員会の運営ならびに委員定数および選出方法に関しては、次の第20条から第24条までの規定による。

(委員の選出依頼)

第18条 特別委員会を提起する部会は、その目的、構成員、設置期間、検討事項など別に定める設置要綱を役員会に提出し、役員会においてその設置を承認されなければならない。

2 専門的な分野にわたるときは、住協委員以外の者を特別委員に委嘱することができる。

(特別委員会委員の選任)

第19条 役員会は、前条第1項および第2項で選出された委員に対し、当該の特別委員会委員を委嘱する。

(特別委員会の運営)

第20条 特別委員会運営のため、特別委員会委員長を委員の互選により決める。

2 特別委員会には、必要により特別委員会副委員長をおき、委員長の事故あるときは、その職務を代行することができる。

(特別委員会委員長の任務)

第21条 特別委員会委員長は、必要の都度、委員を招集し、必要とする事項の審議を総括し、できるだけ速やかに議決しなければならない。

2 特別委員会委員長は、議決の結果を役員会に報告し、結果の採用について承認をえなければならない。

(特別委員会委員の解任)

第22条 特別委員会の業務の終了をもって特別委員を解任する。

第6章 事務局分掌

(要 旨)

第23条 会則第28条に基づく事務局職員の業務分掌に関しては、次の第26条から第31条までの規定による。

(組 織)

第24条 会則第26条第1項第1号(事務局長)および同条第2号(その他の職員)の定数は次のとおりとする。

(1) フルタイム勤務の事務局長 1名

(2) フルタイム勤務の事務職員 4名

(3) フルタイム勤務の事務職員の内から、在籍年数、勤務成績等から選考して、事務局次長、事務局主査、および事務局主任をおくことができる。

(事務局長)

第25条 事務局長は、会長の命を受け事務局業務を総括し、事務職員を指揮監督する。

2 総会、役員会、運営委員会、その他会長の指示する事業実行委員会、特別委員会等に出席し、所掌業務を処理する。

3 各部会の行う住協活動に関して所掌業務を処理する。

4 他住協との連絡会に出席し、所掌業務を処理する。

5 大沢地域防災対策本部などの地域防災に関する事務を処理する。

6 その他、会長の特命事項を処理する。

(事務職員)

第26条 事務職員は、次の一般事務と第28条に規定するすべての分掌事務を処理する。

(1) 受付、窓口業務に関すること

(2) 文書の受発信および保守に関すること

(3) 本会の総会、委員会、および役員会等にかかわる事務連絡に関すること

(4) 本会主催事業の事務に関すること

(5) コミュニティ・センターの保守・管理に関すること

2 次長、主査もしくは主任は、総会の記録係を担当し、議事録を作成する。

- 3 事務局長を除くすべての事務職員は、部会活動の事務処理を補佐する。
- 4 その他、会長の特命事項を処理する。

(担当業務の種類)

第27条 事務局には、次の担当をおくことができる。

- (1) 庶務担当
- (2) 経理担当
- (3) 図書担当

(分掌事務)

第28条 庶務担当の分掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 公印等の保管に関する事
- (2) 文書の受発信原簿記載に関する事
- (3) 備品、物品の管理に関する事
- (4) 統計資料の作成に関する事
- (5) 会計年度任用職員の採用に関する事
- (6) 清掃等委託業務従事者の指導に関する事
- (7) 機械設備の操作に関する事
- (8) その他事務局事務に関する事
- (9) 防災管理に関する事項
- (10) ホームページの作成・入力・更新に関する事

2 経理担当は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算に関する事
- (2) 金銭出納および経理事務に関する事
- (3) 職員の福利厚生、公務災害補償に関する事
- (4) 物品の調達、検収ならびに修理に関する事
- (5) その他経理に関する事

3 図書担当は、次のとおりとする。

- (1) 図書の貸出業務に関する事
- (2) 図書の購入事務に関する事
- (3) 図書の整備に関する事
- (4) 図書室利用者の統計資料の作成に関する事

(その他の規則)

第29条 事務局職員の服務、給与および事務処理分掌規定は、別に定める。

2 事務局職員の人事考課基準に関する規程は別に定める。

第7章 実費弁償

(要 旨)

第30条 会則第34条に基づく委員等の交通費実費弁償に関しては、次の第33条から第34条までの規定による。

2 第4条第1項第4号の協力委員については、協力委員が、自己の属するグループ独自の活動を行う場合はこれを適用しない。

第31条 住区内の交通費は、原則として支給しない。ただし、有料バスを利用しなければならぬ場合は、この限りではない。

(委員賄費の支給基準)

第32条 委員等が2時間以上の会議等を行い、次の基準に該当する場合は、食事等を支給することができる。

- (1) 午前中より午後に引き続き会議等を行う場合、一食一人770円(税込)を限度とする弁当の支給。
- (2) 会議等を行い、弁当の支給がない場合、一人220円(税込)を限度とする茶菓の支給。
- (3) コミュニティ祭等、その準備に1日を要する場合には、弁当と茶菓の支給。

(部会管外活動等の補助)

第33条 本会は、委員の所属部会が管外活動(住区外での活動をいう)する場合、委員参加一人当たり次の実費弁償を行う。

- (1) 交通費については、1,500円を限度とする。ただし、部会が遠隔地で研修する場合、役員会の承認が得られたときに限り、1,500円を超えて支給するものとする。
- (2) 賄費については、1,100円(税込)を限度とする。

第33条の2 第34条および第35条の規定は、住協委員でない者が本会の事業に参加する場合に準用する。ただし、この場合、役員会で事前の承認を得なければならない。

(車両の借用)

第34条 本会は、全体事業活動や部会の管外研修に車両を借用する場合、次の基準に従い、当該活動または部会研修に対して車両借用の謝礼費等の予算を認める。

- (1) 本会の全体事業活動を行う場合、原則として、一事業一台につき3,000円を限度とする。ただし、2日連続して同一車両を借用する場合は、一台5,000円を限度とする。
- (2) 部会の管外研修に自家用車を分乗利用する場合、第33条第1項第1号に定める交通費と重複することなく、本条第1項第1号の基準に準じて支給する。また、第33条第1項第1号の支給額を超える高速道路利用料金等交通費としての必要経費は、役員会の承認を得て認める。
- (3) 遠隔地における部会管外研修の場合、研修に要したガソリンの実費を支給する。

(講師謝礼)

第35条 部会等が行う講習会等の講師謝礼の標準額は、15,000円とし、これを超える場合は、役員会の承認を得るものとする。

(報告の義務)

第36条 本会の全体事業活動や部会事業を実施した後、速やかに事業または活動内容と収支の明細を付した報告をしなければならない。

第8章 慶 弔

(要 旨)

第37条 委員および事務局職員に対する慶弔に関しては、次の第38条から第39条までの規定による。

(慶事表彰の取り扱い)

第38条 本会は、次の各号に掲げる要件を満たしている者に対し、この規定の定めるところにより感謝状と記念品を贈る。

(1) 通算10年以上活動した委員に対し、10年、20年、30年、40年ごとに表彰する。表彰は毎年6月の定期総会時に行う。

(2) 「住協活動関係団体」(別表1)でコミュニティ・センターを拠点として継続して20年以上活動した団体もしくはその運営に貢献した個人を表彰する。表彰時期は別に定める。

(3) 勤続10年以上の事務局職員が退職するとき退職時に表彰する。

2 総務部会は、表彰対象委員あるいは団体の推薦、認定を行い、直近の役員会で報告する。

3 運営委員会は、退職する事務局職員の記念品費を協議、決定する。

(弔意の取り扱い)

第39条 本会は、委員および事務局職員または遺族に対して、次の弔慰金を贈る。

(1) 委員、事務局職員の死亡の場合 10,000 円

(2) 同居の親族(一親等)死亡の場合 5,000 円

第9章 補 則

(組織図等)

第40条 住協委員が、本会の組織と機能を容易に理解できるようにするために組織図(図1)と機能図(図2)を別記する。

(金額の表示)

第41条 第32条および第33条に規定する賄費および茶菓代については、消費税率10%で計算した金額であり、将来税率が変動したときは、読み変えるものとする。

付 則

1 大沢住民協議会の選出に関する規則(昭和62年1月31日施行)は、平成9年3月15日廃止する。

2 大沢コミュニティ・センター運営委員会規則(昭和49年2月24日施行)は、平成9年3月15日廃止する。

3 住民協議会例規類集の1. 処務規定(昭和60年7月1日施行)は、廃止する。

4 大沢住民協議会委員等の実施弁済に対する細則(平成元年4月1日施行)

は、平成9年3月15日廃止する。

- 5 この規則は、平成9年3月15日より施行する。
- 6 この規則は、平成10年1月28日に一部改訂する。
- 7 この規則は、平成11年6月19日より施行する。
- 8 この規則は、平成11年9月22日より施行する。
- 9 この規則は、平成17年4月1日より施行する。ただし、この規則の改定後の役員推薦委員に関する第9条第2項の規定および役員推薦委員の選出に関する第10条第1項第6号の規定は、平成19年6月の定期総会より適用する。
- 10 この規則の施行の日から従前の「大沢住民協議会施行規則」は廃止する。
- 11 この規則は、平成19年4月1日より施行する。
- 12 この規則は、平成23年4月1日より施行する。
- 13 この規則は、平成25年4月1日より施行する。
- 14 この規則は、平成25年11月27日より施行する。
- 15 この規則は、平成29年5月26日より施行する。
- 16 この規則は、平成30年6月1日より施行する。
- 17 この規則は、令和3年4月1日より施行する。
- 18 この規則は、令和5年5月1日より施行する。